

令和8年2月5日
 子ども・若者部
 児童相談支援課
 保育認定・調整課

児童福祉施設の設備及び運営の基準等の改正に伴う関係条例の一部改正について

1 主旨

児童福祉法の規定に基づき内閣府令に定める基準により条例で定めることとされている関係条例について、今般、関係府令が改正されたため、各条例の一部を改正する条例案を、令和8年第1回区議会定例会に提案する。

2 提案予定条例

- (1) 世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 世田谷区一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

3 主な改正内容

- (1) こども家庭福祉の実務者の専門性の向上を図るため、児童福祉法の一部改正により、新たな公的資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」が新設され、児童福祉司の任用要件として位置付けられた。

児童福祉司のほか、母子生活支援施設、児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び一時保護施設に配置される職員についても、虐待を受けた児童等への心理的ケアや自立支援、親子再統合のための支援、地域の子育て支援等を担うため、その資質の向上及び専門性の確保が求められている。

このため、改正された関係府令に基づき、各条例において任用要件を規定している以下の職種につき、「こども家庭ソーシャルワーカー」を追加する。

	改正する条例	任用要件を追加する職種
①	世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例	母子生活支援施設の長、母子支援員、児童養護施設の長、児童指導員、乳児院の長、児童心理治療施設の長、児童自立支援施設の長、児童自立支援専門員、児童生活支援員
②	世田谷区一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例	一時保護施設の児童指導員

(2) 児童自立支援施設においては、状況に応じた適切なアセスメントや生活環境の調整等を行うソーシャルワークが必要とされている。精神保健福祉士の資格を有する者は、こうしたソーシャルワークについて高い専門性を有している。

このため、改正された関係府令に基づき、世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例において、児童自立支援専門員等の任用要件に「精神保健福祉士の資格を有する者」を追加する。

4 改正案

別紙1及び別紙2の新旧対照表(案)のとおり

5 施行予定日

公布の日

6 今後のスケジュール(予定)

令和8年2月 令和8年第1回区議会定例会(条例改正案の提案)

世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 令和元年10月1日条例第36号</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第59条の4第1項の規定により適用される法第45条の規定に基づき、世田谷区（以下「区」という。）における児童福祉施設の設備及び運営に関する最低限度の基準（次条及び第4条において「最低基準」という。）を定めるものとする。</p> <p>第2条～第25条 （略） （職員）</p> <p>第26条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 家庭支援専門相談員は、乳児院において乳幼児の養育に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>4～6 （略） （乳児院の長の資格等）</p> <p>第27条 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁長官が指定する者が行う乳児院の運営に必要な知識を習得するための研修を受講した者であって、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1) 医師（小児保健に関して学識経験を有する者に限る。）</p> <p>(2) 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>(3) <u>児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第5条の2の8に規定するこども家庭ソーシャルワーカー（以下「こども家庭ソーシャルワーカー」という。）の資格を有する者</u></p>	<p>○世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 令和元年10月1日条例第36号</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第59条の4第1項の規定により適用される法第45条の規定に基づき、世田谷区（以下「区」という。）における児童福祉施設の設備及び運営に関する最低限度の基準（次条及び第4条において「最低基準」という。）を定めるものとする。</p> <p>第2条～第25条 （略） （職員）</p> <p>第26条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、乳児院において乳幼児の養育に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>4～6 （略） （乳児院の長の資格等）</p> <p>第27条 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁長官が指定する者が行う乳児院の運営に必要な知識を習得するための研修を受講した者であって、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1) 医師（小児保健に関して学識経験を有する者に限る。）</p> <p>(2) 社会福祉士の資格を有する者</p>

改正後	改正前
<p>(4) 乳児院の職員として3年以上勤務した者</p> <p>(5) 区長が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、規則で定める基準を満たすもの</p> <p>2 (略)</p> <p>第28条～第34条 (略)</p> <p>(母子生活支援施設の長の資格等)</p> <p>第35条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁長官が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に必要な知識を習得するための研修を受講した者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1) 医師(精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者に限る。)</p> <p>(2) 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>(3) <u>こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者</u></p> <p>(4) 母子生活支援施設の職員として3年以上勤務した者</p> <p>(5) 区長が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、規則に定める基準を満たすもの</p> <p>2 (略)</p> <p>(母子支援員の資格)</p> <p>第36条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者(学校教育法に規定する専門職大学の前期課程を修了した者を含む。第50条第2項第1号及び第56条第1号において同じ。)</p> <p>(2) 保育士の資格を有する者</p> <p>(3) 社会福祉士の資格を有する者</p>	<p>(3) 乳児院の職員として3年以上勤務した者</p> <p>(4) 区長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、規則で定める基準を満たすもの</p> <p>2 (略)</p> <p>第28条～第34条 (略)</p> <p>(母子生活支援施設の長の資格等)</p> <p>第35条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁長官が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に必要な知識を習得するための研修を受講した者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1) 医師(精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者に限る。)</p> <p>(2) 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>(3) 母子生活支援施設の職員として3年以上勤務した者</p> <p>(4) 区長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、規則に定める基準を満たすもの</p> <p>2 (略)</p> <p>(母子支援員の資格)</p> <p>第36条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者(学校教育法に規定する専門職大学の前期課程を修了した者を含む。第50条第2項第1号及び第56条第1号において同じ。)</p> <p>(2) 保育士の資格を有する者</p> <p>(3) 社会福祉士の資格を有する者</p>

改正後	改正前
<p>(4) 精神保健福祉士の資格を有する者</p> <p>(5) <u>こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者</u></p> <p>(6) 高等学校（学校教育法第1条に規定する高等学校をいう。以下同じ。）若しくは中等教育学校（同条に規定する中等教育学校をいう。以下同じ。）を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの</p> <p>第37条～第53条（略） （職員）</p> <p>第54条（略）</p> <p>2 家庭支援専門相談員は、児童養護施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>3～5（略） （児童養護施設の長の資格等）</p> <p>第55条 児童養護施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁長官が指定する者が行う児童養護施設の運営に必要な知識を習得するための研修を受講した者であって、人格が高潔で識見が高く、児童養護施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1) 医師（精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者に限る。）</p> <p>(2) 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>(3) <u>こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者</u></p>	<p>(4) 精神保健福祉士の資格を有する者</p> <p>(5) 高等学校（学校教育法第1条に規定する高等学校をいう。以下同じ。）若しくは中等教育学校（同条に規定する中等教育学校をいう。以下同じ。）を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの</p> <p>第37条～第53条（略） （職員）</p> <p>第54条（略）</p> <p>2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童養護施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>3～5（略） （児童養護施設の長の資格等）</p> <p>第55条 児童養護施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁長官が指定する者が行う児童養護施設の運営に必要な知識を習得するための研修を受講した者であって、人格が高潔で識見が高く、児童養護施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1) 医師（精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者に限る。）</p> <p>(2) 社会福祉士の資格を有する者</p>

改正後	改正前
<p>(4) 児童養護施設の職員として3年以上勤務した者</p> <p>(5) 区長が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、規則で定める基準を満たすもの</p> <p>2 (略)</p> <p>(児童指導員の資格)</p> <p>第56条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者</p> <p>(2) 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>(3) 精神保健福祉士の資格を有する者</p> <p>(4) <u>こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者</u></p> <p>(5) 大学(短期大学を除く。次号において同じ。)において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を卒業した者</p> <p>(6) 大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者</p> <p>(7) 大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を卒業した者</p> <p>(8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を卒業した者</p> <p>(9) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、学校教育法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの</p>	<p>(3) 児童養護施設の職員として3年以上勤務した者</p> <p>(4) 区長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、規則で定める基準を満たすもの</p> <p>2 (略)</p> <p>(児童指導員の資格)</p> <p>第56条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者</p> <p>(2) 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>(3) 精神保健福祉士の資格を有する者</p> <p>(4) 大学(短期大学を除く。次号において同じ。)において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を卒業した者</p> <p>(5) 大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者</p> <p>(6) 大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を卒業した者</p> <p>(7) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を卒業した者</p> <p>(8) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、学校教育法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの</p>

改正後	改正前
<p>(10) 教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であって、区長が適当と認めたもの</p>	<p>(9) 教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であって、区長が適当と認めたもの</p>
<p>(11) 3年以上児童福祉事業に従事した者で、区長が適当と認めたもの</p>	<p>(10) 3年以上児童福祉事業に従事した者で、区長が適当と認めたもの</p>
<p>第57条～第80条 (略) (職員)</p>	<p>第57条～第80条 (略) (職員)</p>
<p>第81条 (略) 2、3 (略)</p>	<p>第81条 (略) 2、3 (略)</p>
<p>4 家庭支援専門相談員は、<u>児童心理治療施設</u>において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p>	<p>4 家庭支援専門相談員は、<u>社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童心理治療施設</u>において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p>
<p>5 (略) (児童心理治療施設の長の資格等)</p>	<p>5 (略) (児童心理治療施設の長の資格等)</p>
<p>第82条 児童心理治療施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁長官が指定する者が行う児童心理治療施設の運営に必要な知識を習得するための研修を受講した者であって、人格が高潔で識見が高く、児童心理治療施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p>	<p>第82条 児童心理治療施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁長官が指定する者が行う児童心理治療施設の運営に必要な知識を習得するための研修を受講した者であって、人格が高潔で識見が高く、児童心理治療施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p>
<p>(1) 医師（精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者に限る。）</p>	<p>(1) 医師（精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者に限る。）</p>
<p>(2) 社会福祉士の資格を有する者</p>	<p>(2) 社会福祉士の資格を有する者</p>
<p>(3) <u>こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者</u></p>	<p>(3) 児童心理治療施設の職員として3年以上勤務した者</p>
<p>(4) 児童心理治療施設の職員として3年以上勤務した者</p>	<p>(4) 区長が<u>前3号</u>に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、規則で定める基準を満たすもの</p>
<p>(5) 区長が<u>前各号</u>に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、規則で定める基準を満たすもの</p>	<p>(4) 区長が<u>前3号</u>に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、規則で定める基準を満たすもの</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>

改正後	改正前
<p>第83条～第87条 (略) (職員)</p>	<p>第83条～第87条 (略) (職員)</p>
<p>第88条 (略)</p>	<p>第88条 (略)</p>
<p>2 家庭支援専門相談員は、児童自立支援施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p>	<p>2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童自立支援施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p>
<p>3～5 (略) (児童自立支援施設の長の資格)</p>	<p>3～5 (略) (児童自立支援施設の長の資格)</p>
<p>第89条 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁組織規則(令和5年内閣府令第38号)第16条に規定する人材育成センター(以下この項において「人材育成センター」という。)が行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得するための研修又はこれに相当する研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p>	<p>第89条 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁組織規則(令和5年内閣府令第38号)第16条に規定する人材育成センター(以下この項において「人材育成センター」という。)が行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得するための研修又はこれに相当する研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p>
<p>(1) 医師(精神保健に関して学識経験を有する者に限る。)</p>	<p>(1) 医師(精神保健に関して学識経験を有する者に限る。)</p>
<p>(2) 社会福祉士の資格を有する者</p>	<p>(2) 社会福祉士の資格を有する者</p>
<p>(3) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者</p>	<p>(3) 児童自立支援専門員の職にあった者等児童自立支援事業に5年以上(人材育成センターが行う児童自立支援専門員として必要な知識及び技能を習得させるための講習の課程を修了した者</p>
<p>(4) 児童自立支援専門員の職にあった者等児童自立支援事業に5年以上(人材育成センターが行う児童自立支援専門員として必要な知識及び技能を習得させるための講習の課程を修了した者あっては、3年以上)従事した者</p>	<p>あっては、3年以上)従事した者</p>
<p>(5) 区長が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、規則で定める基準を満たすもの</p>	<p>(4) 区長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、規則で定める基準を満たすもの</p>
<p>2 (略) (児童自立支援専門員の資格)</p>	<p>2 (略) (児童自立支援専門員の資格)</p>
<p>第90条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者で</p>	<p>第90条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者で</p>

改正後	改正前
<p>なければならない。</p> <p>(1) 医師（精神保健に関して学識経験を有する者に限る。）</p> <p>(2) 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>(3) 精神保健福祉士の資格を有する者</p> <p>(4) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者</p> <p>(5) 都道府県知事の指定する児童自立支援専門員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）</p> <p>(6) 教育職員免許法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したものの又は2年以上教員としてその職務に従事したものの</p> <p>(7) 前各号に掲げる者のほか、規則で定める基準を満たすもの（児童生活支援員の資格）</p>	<p>なければならない。</p> <p>(1) 医師（精神保健に関して学識経験を有する者に限る。）</p> <p>(2) 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>(3) 都道府県知事の指定する児童自立支援専門員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）</p> <p>(4) 教育職員免許法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したものの又は2年以上教員としてその職務に従事したものの</p> <p>(5) 前各号に掲げる者のほか、規則で定める基準を満たすもの（児童生活支援員の資格）</p>
<p>第91条 児童生活支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 保育士の資格を有する者</p> <p>(2) 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>(3) 精神保健福祉士の資格を有する者</p> <p>(4) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者</p> <p>(5) 3年以上児童自立支援事業に従事した者（生活指導、職業指導、学科指導及び家庭環境の調整）</p>	<p>第91条 児童生活支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 保育士の資格を有する者</p> <p>(2) 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>(3) 3年以上児童自立支援事業に従事した者（生活指導、職業指導、学科指導及び家庭環境の調整）</p>
<p>第92条～第100条 （略） （職員）</p>	<p>第92条～第100条 （略） （職員）</p>
<p>第101条 （略） 2 （略）</p>	<p>第101条 （略） 2 （略）</p>
<p>(1) （略）</p> <p>(2) 里親として5年以上の委託児童（法第27条第1項第3号の規</p>	<p>(1) （略）</p> <p>(2) 里親として5年以上の委託児童（法第27条第1項第3号の規</p>

改正後	改正前
<p>定により里親に委託された児童をいう。以下この条及び次条第2号において同じ。)の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等(児童福祉法施行規則第1条の10に規定する養育者等をいう。以下この条及び次条において同じ。)若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの</p> <p>(3) (略)</p> <p>3、4 (略)</p> <p>第102条～第107条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>附 則 (令和8年●月●日条例第●●号)</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>定により里親に委託された児童をいう。以下この条及び次条第2号において同じ。)の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等(児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第1条の10に規定する養育者等をいう。以下この条及び次条において同じ。)若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの</p> <p>(3) (略)</p> <p>3、4 (略)</p> <p>第102条～第107条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>

世田谷区一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例 令和6年12月9日条例第58号</p>	<p>○世田谷区一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例 令和6年12月9日条例第58号</p>
<p>第1条～第21条（略） （児童指導員の資格）</p>	<p>第1条～第21条（略） （児童指導員の資格）</p>
<p>第22条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p>	<p>第22条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p>
<p>（1） 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）</p>	<p>（1） 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）</p>
<p>（2） 社会福祉士の資格を有する者</p>	<p>（2） 社会福祉士の資格を有する者</p>
<p>（3） 精神保健福祉士の資格を有する者</p>	<p>（3） 精神保健福祉士の資格を有する者</p>
<p><u>（4） 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第5条の2の8に規定するこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者</u></p>	
<p><u>（5） 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。次号において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</u></p>	<p>（4） 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。次号において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p>
<p><u>（6） 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者</u></p>	<p>（5） 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者</p>
<p><u>（7） 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</u></p>	<p>（6） 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p>
<p><u>（8） 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</u></p>	<p>（7） 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p>

改正後	改正前
<p>(9) 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの</p> <p>(10) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者であって、区長が適当と認めたもの</p> <p>(11) 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、区長が適当と認めたもの</p> <p>第23条～第36条 （略）</p> <p>附 則 （略）</p> <p><u>附 則（令和8年●月●日条例第●●号）</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>(8) 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの</p> <p>(9) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者であって、区長が適当と認めたもの</p> <p>(10) 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、区長が適当と認めたもの</p> <p>第23条～第36条 （略）</p> <p>附 則 （略）</p>